

建築審査会幹事会設置要綱

昭和 56 年 3 月 3 日 制定
令和 7 年 4 月 1 日 改正

(目的及び設置)

第1条 建築指導行政の重要事項等について協議するとともに、関係局間の調整を行うため、建築審査会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 幹事会は、横浜市建築審査会条例第12条に基づき、市長により命じられた次の各号に掲げる者(以下「幹事」という。)をもって組織する。

(1) 次の者を「代表幹事」とする。

みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課開発調整担当課長

みどり環境局環境保全部環境管理課長

建築局企画部企画課長

建築局企画部都市計画課長

建築局建築指導部情報相談課長

建築局建築指導部建築企画課長

建築局建築指導部建築指導課長

建築局建築指導部市街地建築課長

都市整備局企画部企画課長

都市整備局企画部都市デザイン室長

都市整備局交通政策部交通企画課鉄道事業等担当課長

都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課長

都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

道路局道路政策推進部道路政策推進課長

消防局予防部指導課長

(2) 次の者を「担当幹事」とする。

都市整備局都心活性化推進部都心再生課長

都市整備局都心活性化推進部みなとみらい・東神奈川臨海部推進課長

都市整備局市街地整備部市街地整備推進課長

(議長)

第3条 幹事会には議長をおく。議長は建築局建築指導部建築企画課長とする。

(関係者)

第4条 幹事会には、議長が必要と認めるときは、議案等に関係のある市職員の出席を求めることができる。

(議案等の提案)

第5条 幹事会に提出する議案等がある場合、幹事は、幹事会用資料を幹事会開催日の8日前までに、議長に提出しなければならない。ただし、緊急を要す議案等については、議長の了解を得て、議長が指定する日までに提出できるものとする。

2 幹事は、議長の了解を得て議案等を幹事会に提出しなければならない。

(開催及び招集)

第6条 幹事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 次条に該当する事項について審議するとき

(2) 幹事から招集の要請を受けたとき

(3) その他、議長が特に必要と認めるとき

2 幹事会の開催にあたっては、議長が代表幹事及び提出された議案等に関係のある担当幹事を招集する。

(審議事項)

第7条 幹事会は、次の各号の一に該当する事項について審議する。

(1) 建築基準法(以下「法」という。)に基づく建築審査会の同意に関する議案のうち、次に掲げるもの(ただし、オにあつては、法第48条第16項第2号に該当する場合で建築審査会の同意の取得を要しないものを含む。)

ア 法第3条(適用の除外)の指定及び認定

イ 法第44条(道路内の建築制限)の許可。ただし、「建築基準法第44条第1項に基づく道路内の建築制限における許可の建築審査会包括同意基準」に適合するものを除く。

- ウ 法第46条（壁面線の指定）の指定
 - エ 法第47条（壁面線による建築制限）の許可
 - オ 法第48条（用途地域等）の許可
 - カ 法第52条（容積率）の許可。ただし、「建築基準法第52条第14項第1号の規定に基づく容積率の許可に関する建築審査会包括同意基準」に適合するものを除く。
 - キ 法第53条（建蔽率）の許可
 - ク 法第53条の2（建築物の敷地面積）の許可。ただし、「建築基準法第53条の2第1項第3号（敷地面積の最低限度の許可）に関する建築審査会包括同意基準」に適合するものを除く。
 - ケ 法第55条（第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度）の許可。ただし、「学校の高さ制限の許可に関する建築審査会包括同意基準」又は「増築等の高さ制限の許可に関する建築審査会包括同意基準」に適合するものを除く。
 - コ 法第56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）の許可。ただし、「建築基準法第56条の2の規定に基づく許可（日影の許可）に関する建築審査会包括同意基準」に適合するものを除く。
 - サ 法第58条（高度地区）の許可
 - シ 法第59条（高度利用地区）の許可
 - ス 法第59条の2（敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例）の許可
 - セ 法第60条の2（都市再生特別地区）の許可
 - ソ 法第67条の3（特定防災街区整備地区）の許可
 - タ 法第68条（景観地区）の許可
 - チ 法第68条の3（再開発等促進区等内の制限の緩和等）の許可
 - ツ 法第68条の5の3（高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例）の許可
 - テ 法第68条の7（予定道路の指定）の許可
 - ト 法第85条（仮設建築物のに対する制限の緩和）の許可（同条第7項に規定する1年を超えて使用する仮設興行場等の建築許可に限る。）
 - ナ 法第87条の3（建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和）の許可（同条第6項に規定する特別興行場等の使用許可に限る。）
- (2) 横浜国際港都建設計画高度地区の規定による許可。ただし、「学校の高さ制限の許可に関する建築審査会包括同意基準」又は「増築等の高さ制限の許可に関する建築審査会包括同意基準」に適合するものを除く。
 - (3) 横浜国際港都建設計画用途地域の規定による許可（第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の建築物の敷地面積の適用除外）
 - (4) 横浜都心機能誘導地区建築条例第3条第2項第1号及び第4条第2号（横浜都心機能誘導地区内での住宅等容積率制限）の規定による許可
 - (5) 横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第14条の規定による許可
 - (6) 横浜市特別工業地区建築条例第3条第1項の規定による許可
 - (7) 建築指導行政に関する事項で、幹事会が特に重要と認めたもの
(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、建築局建築指導部建築企画課が行う。

附則

(施行期日)

この設置要綱は、昭和56年3月3日から施行する。

改正

この設置要綱は、平成26年4月1日から施行する。

改正

この設置要綱は、平成29年4月1日から施行する。

改正

この設置要綱は、平成30年4月1日から施行する。

改正

この設置要綱は、平成30年9月25日から施行する。

改正

この設置要綱は、令和元年6月25日から施行する。

改正

この設置要綱は、令和3年4月1日から施行する。
改正

この設置要綱は、令和5年4月1日から施行する。
改正

この設置要綱は、令和6年4月1日から施行する。
改正

この設置要綱は、令和7年4月1日から施行する。